

1. 個人情報の定義

個人情報とは、「個人情報に関する法律（H17.4.1 施行）」に定める、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により記載され若しくは記録され又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項により特定の個人を識別できるものをいう。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの及び政令・規則で定める個人識別符号が含まれるものをいう。

2. 目的

本ガイドラインは、各種媒体において、対象者の個人情報を利用することにより、個人情報の漏洩又は犯罪行為及び迷惑行為の発生を防止し、対象者に生じる不利益を排除することを目的とする。

3. 個人情報の対象者

本ガイドラインにおける個人情報の対象者は以下の者をいう。

- (1) 学園在籍の幼稚園児・小学生・中等部生・高校生
- (2) 学園在籍の大学生・大学院生（科目等履修生、聴講生等を含む）
- (3) 学園に在籍していた者（卒業生等）
- (4) (1)、(2)、(3)の保護者、保証人、家族、後見人等
- (5) 学園に在籍する又は在籍していた教職員

4. 個人情報の取扱基準（各種媒体共通）

● 承諾事項について

個人情報を利用する各種媒体においては、対象者に対して以下の事項を説明し、書面にて承諾を得なければならない。

- ① 利用目的について
- ② 掲載予定媒体・項目について
- ③ 削除依頼について（配布、配信後に削除可能な媒体に限る。）
- ④ 個人情報の適正管理について（個人情報保護に関する法律及び学内規程の遵守）

● 承諾者について

- ① 上記対象者「3. 個人情報の対象者」(1)について
保護者、保証人、家族又は後見人等いずれかで承諾を得ること。
- ② 上記対象者「3. 個人情報の対象者」(2)、(3)、(4)、(5)について
対象者の承諾を得ること。

● 掲載基準（個人情報利用の範囲）

- ① 上記「3. 個人情報の対象者」(1)、(2)の対象者について
 - ・表彰等賞賛事項、教育・研究活動の紹介、学校案内・学生募集に用いる場合
氏名、写真・動画、学年、学部・学科、クラス・コース、出身校までを範囲とする。
 - ・上記に該当しない内容の場合（アンケートや他者への応援メッセージ等）
性別、写真・動画、学年までを範囲とする。

* 「2. 目的」を達成するために、上記項目を考慮の上、必要最低限の情報に留めて掲載するよう努めるものとする。
- ② 上記「3. 個人情報の対象者」(3)、(4)、(5)の対象者について
 - ・対象者が認める事項とする。

● 承諾対象外

以下の事項については承諾手続きの対象外とする。但し、対象者へ趣旨・目的を説明し、利用について周知を図るものとする。

- ① 各種イベント、授業等の風景・集合写真又は動画において、第三者からの個人特定が困難な場合。
- ② クラブ活動等の写真又は動画において、予め代表者（部長教員等）に承諾を得ている場合。

ガイドラインを 作成しました

世の中では、日々数多くの情報が発信されています。その中には、「個人情報」も含まれています。

学校法人東海大学では、みなさんの個人情報を利用する場合の利用ガイドラインを作成しました。

そこで、「個人情報とはなにか?」「なぜガイドラインを作ったのか?」「個人情報を渡す時、貰う時に注意することはなにか?」を本リーフレットにまとめましたので、お読みいただき、ご理解とご協力をお願いいたします。



ガイドラインはこちら

ガイドラインは、以下に掲載しています。より詳しいガイドラインの内容はこちらをご覧ください。

- 東海大学オフィシャルサイト
- 東海大学各短期大学オフィシャルサイト
- 学生ポータルサイト（東海大学在学生専用）



▲ このバナーが目印です ▲

各種媒体における 個人情報の 利用ガイドライン



● お問い合わせ ●

学校法人東海大学 総務部 総務法務課
TEL: 03-3467-2211 (代表) <内線: 710 -1103 >
E-Mail: homu@tokai.ac.jp

Q 何のための ガイドラインですか？

A みなさんを守るための
ガイドラインです。

情報社会の中で、日々数多くの情報が発信されています。その中には、個人を特定することができる「個人情報」も含まれているのです。

色々な事ができて便利ですが、時として個人情報が発信されたことが原因で、個人が特定され、ストーリー等の犯罪行為や迷惑行為の被害に遭うこともあるのです。

学校法人東海大学では、みなさんが犯罪行為や迷惑行為の被害に遭わないよう、みなさんの個人情報を利用・提供・保管する場合のガイドラインを作成しました。



Q 個人情報ってなんですか？

A 特定の個人を
識別できる情報です。

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等連絡先、家族構成、写真、動画、学年、所属(学部・学科・部署)、出身校等を組み合わせることによって、特定の個人が識別される情報を指します。

その他、顔認識データや指紋認識データ、旅券番号や免許証番号等も個人情報となります。



Q 個人情報を 「渡す時」「貰う時」「貰った後」 の注意点はなんですか？

A 説明と了承が重要です。

【個人情報を「渡す時」に注意する点】

「どのような個人情報を」、「どのような方法で」、「誰に対して」、「何のために」利用するのかを確認し、ご自身で納得・了承した上で、個人情報を提供してください。

発信が済んだ後に取消しを求めても、取り消されない事や取消しに時間がかかることがあります。

【個人情報を「貰う時」に注意する点】

「どのような個人情報を」、「どのような方法で」、「誰に対して」、「何のために」利用するのか相手に説明し、相手が納得・了承した上で、個人情報を取得してください。

十人十色、個性や感性が違うように、個人情報が発信されることで嬉しいと感じる人、嫌だと感じる人がいます。相手の立場になって考えることが必要です。

【個人情報を「貰った後」に注意する点】

個人情報を「貰う時」に相手に説明し、承諾を貰った利用目的の範囲で個人情報を利用してください。

また、相手から承諾の取り消し(個人情報の削除請求)があった場合には、速やかに削除を行う等、適正に個人情報を管理してください。